諮問	答申	諮問事項	個人情報保護条例 該当条項	答申	審議会
R2.7.13		給付事業(国の事業)を実施するに当たり、	条例第9条第1項第 4号及び第4項ただ し書並びに第11条	可	第157回
R2.11.6		法定調書(源泉徴収票等)及び給与支払報告書の電送等義務化に伴い、地方税ポータルシステム(eLTAX)を使用して、これらの調書等の個人情報ファイルを税務署及び各自治体に送信することについて	条例第12条第1項 ただし書	可	第158回
R2.11.6	R2.11.20	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、出産した子どもの育児をする子育て世帯を支援することを目的として、新生児への特別定額給付金を給付する事業を実施するに当たり、(1)児童手当法(昭和46年5月法律第73号)第7条第1項の規定に基づき児童手当の認定を受けた者及び国立市こどもの医療費の助成に関する条例(平成5年9月国立市条例第14号)第3条第1項に規定する対象者であって、同条例第5条の規定に基づき医療証の交付を受けた者の個人情報を目的外利用することについて(2)上記(1)の目的外利用及びその目的について本人に通知しないことについて		可	第158回
R2.12.18	R3.1.7	校務支援システムの導入による電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について	条例第11条	可	第159回
R2.12.18	R3.1.7	学習支援システムの導入による電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について	条例第11条	可	第159回
R2.12.18	R3.1.7	クラウド型教育プラットフォームの導入による電子計算組織を利用した個人情報ファイルの 作成について	条例第11条	可	第159回
R3.2.10			条例第7条第2項第 2号	可	第160回
R3.3.5		扶養手当の支給等について、職員とパートナーシップの関係にある者についても配偶者と	条例第7条第2項第 2号	可	第161回

諮問	答申	諮問事項	個人情報保護条例 該当条項	答申	審議会
R3.3.18	R3.3.30	新型コロナウイルスワクチンに係る臨時の予防接種の実施に伴い、国は新たに整備するワクチン接種記録システムを利用することを各自治体へ要請している。当該システムを利用するに当たり、(1) 新しいワクチン接種記録システムの利用開始に伴い、電子計算組織を利用した個人情報ファイルを作成することについて(2)(1)により作成した個人情報ファイルをLGWAN回線を経由して当該システムのデータベースに登録し、他の市町村に提供することについて	条例第11条及び第 12条第1項ただし 書	可	第162回
R3.3.19	D2 2 20	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、国立市児童育成手当条例に規定する児童育成手当(以下「育成手当」という。)又は児童扶養手当法に規定する児童扶養手当(全部支給停止を除く。)を受給するひとり親世帯に、市独自の事業として、ギフトカードを支給する事業を実施するに当たり、(1) 育成手当及び児童扶養手当の受給者の個人情報を目的外利用することについて(2) 上記(1)の目的外利用及びその目的について本人に通知しないことについて	条例第9条第1項第 4号及び第4項ただ し書	可	第162回
R3.5.27	R3.6.10	(1) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国保データベース(KDB)システムを通じて、都内の他の区市町村及び東京都後期高齢者医療広域連合に、国立市国民健康保険被保険者等の医療・特定健康診査・介護に関する個人情報を提供することについて(2) 改正後の国民健康保険法第82条第12項の規定に基づき、国保データベース(KDB)システムを通じて、東京都に国立市国民健康保険被保険者の医療・特定健康診査に関する個人情報を提供することについて	条例第12条第1項 ただし書	可	第163回
R3.6.28	R3.7.15	生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業に係る電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について	条例第11条	可	第164回
R3.6.28	R3.7.15	(1) 被保護者等自立促進事業(学習環境整備費)において、スタディクーポン(電子クーポン)方式を導入することに伴い、電子計算組織を利用した個人情報ファイルを作成することについて (2) スタディクーポンの利用者に係る情報を、WEBシステムにより、当該利用者及び参画事業者(学習塾等)に提供することについて	条例第11条及び第 12条第1項ただし 書	可	第164回
R3.7.19	R3.8.5	る事未を夫他するにヨにり、又給対象有に関する個人情報ファイルを新たに作成することに ついて	条例第11条	可	第165回
R3.8.2	R3.8.23	東京共同電子申請・届出サービスを利用した電子申請業務における電子計算組織を利用 した個人情報ファイルの作成について	条例第11条	可	第166回

諮問	答申	諮問事項	個人情報保護条例 該当条項	答申	審議会
R3.7.14	R3.12.2	(1) 国立市総合オンブズマンが調査を実施するに当たり、条例第8条第3項第6号の規定に基づき、本人以外の者から相談・申立てに係る個人情報を収集した場合に、同条第4項の規定により本人以外の者から収集を行った旨及びその収集目的を本人に通知しないことについて(2) 国立市総合オンブズマンが調査を実施するに当たり、条例第9条第1項第4号の規定に基づき、相談・申立てに係る個人情報の目的外利用等をすること、並びに同条第4項の規定により目的外利用等をした旨及びその目的を本人に通知しないことについて		可	第167回
R3.10.29	R3.12.2	要保護児童等に関する情報共有システムの導入に伴い、要保護児童に係る個人情報ファイルをLGWAN回線を経由して厚生労働省が管理する情報共有システムに登録し、厚生労働省や全国の自治体へ提供することについて	条例第12条第1項 ただし書	可	第167回
R3.12.10		新型コロナウイルスワクチンに係る臨時の予防接種の実施に伴い、ワクチン接種記録システムから、申請者に対して、電子化したワクチン接種証明書を自動的に提供することについて	条例第12条第1項 ただし書	可	第168回
R3.12.13	R3.12.28	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、O歳から高校3年生までの児童一人当たり10万円相当の給付を行う事業を実施するに当たり、給付対象者に関する個人情報ファイルを新たに作成することについて	条例第11条	可	第169回
R3.12.14	K4.1.11	(1)国立市個人向けワークプレイス実証実験業務の業務委託の実施に伴う電子計算組織を利用した利用者に係る個人情報ファイルを作成することについて (2)個人向けワークプレイスの利用者に係る情報を、WEBシステムにより、当該利用者に提供することについて	条例第11条及び第 12条第1項ただし 書	可	第169回
R4.1.25		コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)による、住民税 非課税世帯等に対する臨時特別給付金を給付する事業を実施するに当たり、住民税非課 税世帯等向け臨時特別給付金事務支援システムを導入し、給付対象者に関する個人情報 ファイルを新たに作成することについて	条例第11条	可	第170回